

調布市立八雲台小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条

この会は、調布市立八雲台小学校 P T A という。

第 2 条

この会は、事務所を調布市立八雲台小学校におく。

第 2 章 目的

第 3 条

この会は、次の諸項を目的とする。

1. 家庭と学校との関係を一層緊密にして保護者と教員とが児童の心身発達の為、協力する。
2. 家庭、学校、地域及び社会における児童の福祉と安全を増進する。
3. 家庭生活及び社会生活、及び地域社会の改善をはかり、学校・家庭・地域が連携して児童の教育と安全に携わる。
4. 学校の教育的環境の整備をはかる。
5. よい保護者、よい教員、よい地域社会を築くよう努める。

第 3 章 方針

第 4 条

この会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する関係諸機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
3. この会、又はこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 公選の公職者は、役員になることができない。
5. 校長・教員及び教育委員会の委員と学校問題を討議し、またその活動を助長するために意見を具申し、参考資料を提供するが、学校の管理や教員の人事に干渉しない。
6. 国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するため努力する。

第 4 章 会員

第 5 条

この会の会員について、次のとおり定める。

1. 八雲台小学校に在籍する児童の保護者および八雲台小学校に勤務する教職員は、会員になる資格を有するが、入会は任意とする。会費の納入をもって入会の意思表示とし、会員となる。

2. 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。また総会で意思表示をする権利を有し、目的と方針に従い、会員相互の支え合いによる主体的なボランティアとして活動する。
3. 会員の資格は、児童の入学又は転入の属する月から取得し、卒業又は転出の属する翌月をもって失う。
4. 会員は、いつでもこの会を退会することができる。
5. 会員は、入会の学期から会費を納入する。
6. 会員は、会費納入により自動的にPTA団体傷害保険に加入となる。なお、非会員は怪我や万が一の場合に備え、必ず自費で運営委員会が勧める保険か、その他の保険に加入し活動することとする。もし、未加入の場合は、PTAは一切の責任を負わないこととする。

第5章 総会

第6条

総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、次の通り運営される。

1. 総会は、毎年春期に定期的を開く。ただし役員会または運営委員会が必要と認めた場合は、臨時に開くこともできる。
2. 総会は、会員の現在数の3分の1以上の出席がなければ議事を開くことはできない。ただし委任状出席（電磁的記録を含む）を認める。
3. 総会の議事は出席者の過半数で決する。
4. 総会の決議は定期総会・臨時総会共に、招集による決議または議決権行使書（電磁的記録を含む）による決議によるものとする。

第7条

総会の議決事項は次の通りとする。

1. 事業計画及び予算に関する審議並びに承認。
2. 前年度の事業報告及び承認。
3. 役員及び会計監査の承認。
4. 規約変更の審議及び承認。

第6章 役員及び顧問

第8条

この会に、次の役員をおき、保護者の役員3名以上、17名以内にて役員会を構成する。なお、会長及び会計は必須とする。

会長：1名

校外副会長：2名以内

校内副会長：3名以内（内1名は副校長）

書記：4名以内

会計：1名以上3名以内（内1名は教員）

庶務：4名以内

第9条

役員は、総会において承認を受ける。

第10条

役員の任期は1年（定期総会から定期総会まで）とするが再任を妨げない。

第11条

この会に顧問をおく。

1. 顧問は1名以上2名以内とする。
2. 顧問は役員経験者とする。
3. 顧問は必要ある場合に会長の諮問に応ずる。
4. 顧問は運営委員会で決定する。

第12条

校長は、学校側代表として発言権を有し、総会及びその他の会合すべてに出席することができる。

第13条

役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は次の職務をおこなう。
 - a. 会長は会を代表し、会務を総括する。
 - b. 総会・運営委員会を招集する。
 - c. 会長は、役員選挙に係る活動については意見を述べるできない。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。通信・記録その他の書類を保管する。
3. 会計は次の職務をおこなう。
 - a. 総会が決定した予算に基づき、金銭の収支、その他いっさいの会計事務を処理する。
 - b. 総会において決算報告をする。
 - c. この会の財産を管理する。
 - d. 予算の立案について協力する。

第7章 会計監査

第14条

この会の経理を監査するため、3名以内（内1名は教員）の会計監査をおく。

1. 会計監査は、運営委員会が選出し、総会において承認を受ける。ただし任期は1年（定期総会から定期総会まで）とし、再任を妨げない。
2. 会計を監査し、総会において監査報告をする。
3. 必要に応じ、随時監査を行うことができる。
4. 役員会・運営委員会に出席することができる。

第8章 役員選びサポーター

第15条

P T Aの役員選出に関わる選挙を公正かつ円滑に実施するため、役員選びサポーターを

設置する。任期や選出方法に関しては、細則に記する。

第9章 運営委員会

第16条

運営委員会は、役員・見守り隊隊長、サークル代表で構成される。なお、見守り隊隊長、サークル代表が参加できない場合に、代わりに他のメンバーが参加することができるが、議決権は元々のメンバーに留まるものとする。運営委員は、運営委員会における議決権を有するものとする。クラスサポーター、役員選びサポーター、会計監査は運営委員会に参加することができるが、議決権は有しない。また、次期役員として立候補した者は、1月以降の運営委員会に参加することができるが、その際も議決権は有しない。一般会員は運営委員会を傍聴することができるが、議決権および発言権は有しない。ただし、運営委員会のメンバーから質問を受けたり、指名された場合には、その内容について答えることができる。

第17条

一般会員は運営委員会に常に意見を電子メール又は目安箱で述べるができる。

第18条

運営委員会はこの会の執行機関である。会議事項は次の通りとする。

1. 事業計画の審議検討。
2. 総会に提出される重要案件の審議検討。
3. 本規約による第3条の目的を達成する事項であらかじめ総会で付託された事項の議決執行。
4. 必要に応じた特別委員会の設置。
5. 役員に欠員が生じた場合の補充。
6. P T A細則の制定改廃。ただし、次期総会に報告。
7. 会員からの提案事項の審議検討。
8. サークルの発足・廃止承認。

第19条

運営委員会は必要に応じて開く。

第20条

1. 運営委員会は原則として委員の過半数の出席をもって開く。
2. 議事は出席者の過半数で決定される。ただし委任状出席（電磁的記録を含む）を認める。

第21条

運営委員会はその役割を果たすために必要なときに、クラスサポーターを募ることができる。

第10章 議決について

第22条 決定に必要な賛成数

運営委員会における議決は、出席した委員の過半数の賛成をもって決定する。なお、賛

成・反対が同数の場合は、半数を超える賛成・反対が必要となる。

第23条 出席できない場合の委任方法

運営委員会の委員が会議に出席できない場合、委員は事前に書面または電子メール等にて他の委員に委任することとする。委任された委員は、委任内容を尊重し、議決に参加するものとする。出席できず、委任しない場合は、議決権を放棄したこととみなす。

第24条 議決の取り決めについて

議決内容に大きな変更が生じた場合、その変更を反映させるため、再度過半数を求めることとする。委員の3分の1以上が異議を唱えた場合は、再度議論し直すこととする。

第25条 緊急時の決定方法

緊急を要する事案（例：イベントの開催日変更、予算の変更など）が発生した場合、運営委員会の開催が難しい場合には、電子メール等を通じて事前協議を行い、過半数の賛成をもって決定することとする。

第26条 議事録及び議決結果の公開

議決後は、議事録を速やかに作成し、運営委員会の全委員に配布することとする。議決結果は、必要に応じて配布物や電磁的記録を通じて保護者全体に通知されることとする。

第11章 見守り隊

第27条

見守り隊をおく。詳細は細則にて記載する。

第12章 サークル

第28条

サークルは、この会のいずれかの目的に沿う活動を行なうものとし、その管理・運営は法令・PTA規約・細則に反しない限り、各サークルの自主にゆだねる。ただし、営利・宗教・政治的目的による活動は禁止する。詳細は細則10章を参照。

第29条

サークルの設置、廃止、その他必要な事項は、運営委員会で決定する。

第30条

1. サークルの活動には、PTA会員3人以上の参加を要するものとし、設立時においてもPTA会員が管理・運営を行う。
2. また、サークルには代表者を1名以上置き、当該代表者は活動全体の調整およびPTAとの連絡責任を負うものとする。
3. 年度途中の設立も可能とするが、設立に際しては活動目的および活動計画を運営委員会に提出し、承認を得なければならない。
4. 年度末には活動報告を提出することとする。
5. PTA公式の連絡手段（アプリ・メール等）は、運営委員会で承認された活動に限り使用できるものとし、未承認の活動には使用しないこと。

6. 学校施設を使用する場合は、事前に所定の手続きを行い、学校およびPTAの許可を得ることとする。施設の使用にあたっては、学校の管理ルールを遵守すること。

第31条

1. PTA予算からの支給範囲 サークル活動に必要な費用は、総会前までに運営委員会で決定する。それ以上かかる場合は、前もって運営委員会に相談し、承認を得なければならない。
2. 支給手続き 予算内の金額であれば、後日の精算により支給される。ただし、予算を超える場合は、サークルの代表者または会計担当者が理由書および見積書を提示し、運営委員会の承認を得た後に支給されるものとする。

第32条

運営委員会で承認されていないイベントや活動に参加する場合は、各自の責任において保険に加入することとし、当該活動中に発生した事故やトラブル等について、本会（PTA）は一切の責任を負わないものとする。

第13章 PTA連合会関係スポーツ

第33条

PTA連合会関係スポーツ（以下、P連関係スポーツ）は、在校生保護者および卒業生保護者同士が交流を深め、他校との親善を図ることを目的とした活動である。

第34条

P連関係スポーツの活動内容および運営については、基本的に各校PTAにおいて独自に行うものとし、運営委員会の承認を得る必要がある。

第35条 PTA予算からの支給に関する規定

1. 支援内容 各団体にPTAから一律で支給し、用途は各団体の判断に委ねるものとする。
2. 支給手続き 総会后、各団体の代表者に支給する。

第36条

保険については、第4章5条6項に基づき、各団体の責任において加入することとする。

第14章 経理

第37条

この会の経理は、会費・寄付金・事業収益金その他をもって支弁する。

第38条

この会の会費は、年額1家庭1,100円とする。年度途中に転入した場合の会費は、在籍する学期に応じて以下のとおりとする。

1. 第1学期に転入した場合：1,100円
2. 第2学期に転入した場合：800円
3. 第3学期に転入した場合：300円

一旦納入された会費は返金しない。ただし、転出の場合、本人からの申請があれば学期単位で返金する。ただし3学期の場合は除く。

第39条

この会の経費は、総会において議決された予算に基づいておこなわれる。

第40条

この会の決算は、会計監査を経て総会に報告する。

第41条

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15章 業務委託

第42条

P T A活動の円滑な運営を図るために、役員の業務の一部を外部に委託することに関する基本方針を定める。業務委託に関する詳細な規定は、別途定める細則において明記するものとする。

第16章 個人情報の取り扱い

第43条

この会は、個人情報に関する法令等を守るとともに、取得・保持する個人情報については、P T A規約及び細則に記載された目的と活動のためのみに使用する。

第44条

取得・保持する個人情報は、取得時に明示された時期、あるいは卒業または転出時に破棄する。

第45条

本会員から利用の停止・追加・削除の依頼があった時は速やかに対応する。

第17章 役員の辞任・交代に関する規定

第46条 役員の辞任

1. 役員が任期途中で辞任を希望する場合、書面で辞任届を提出し、運営委員会の承認を得るものとする。
2. やむを得ない事情（疾病、家庭の事情、その他個人的な理由）により、役員が職務を続けることが困難となった場合、当該役員は可能な範囲で理由を明記した辞任届を提出し、速やかに運営委員会に報告することができる。ただし、個人的な理由に関しては、詳細な内容を公にすることなく、必要最小限の情報を役員会に提供することで、解決を図る。

第47条 不適切な行為による辞任および解任

1. 役員が以下の不適切な行為を行った場合、運営委員会の決議により、辞任を求められることがある。
 - a. 役員の行為が規約または社会的規範に著しく反する場合

- b. 児童、保護者、他の役員に対する不適切な言動が確認された場合
 - c. その行為がPTAの公正な運営に支障をきたす恐れがある場合
- 辞任に関しては、辞任理由を最小限に公表し、当該役員の個人情報や子どもに不必要な影響が及ばないように配慮することとする。
2. 役員が以下の不適切な行為を行った場合、運営委員会の決議により、解任をすることができる。
- a. 第47条1項の辞任の求めに対し、当該役員が辞任を拒否した場合
 - b. 第三者委員会の調査により、解任が妥当と認められた場合
- 解任に関しては、解任理由を最小限に公表し、当該役員の個人情報や子どもに不必要な影響が及ばないように配慮することとする。

第48条 役員交代の手続き

任期途中で役員が辞任した場合、役員選びサポーターは速やかに後任を選出し、後任者が職務を引き継ぐ。後任者の選出方法は以下の通りとする。

1. 役員選びサポーターが候補者を募り、選出する。
2. 必要に応じて、総会で承認を得る。
3. 後任者が決まらない場合、運営委員会において臨時の措置を講じ、募集を継続する。

第49条 責務放棄や音信不通の場合の対応

役員が職務を放棄した場合、または音信不通となった場合、次の対応を取ることができる。

1. 運営委員会において、当該役員の状態を確認する。
2. 状況に応じて、辞任を求めるか、運営委員会の決議により辞任と見なすことができる。
3. 音信不通が一定期間（2ヶ月）を超える場合、辞任とみなし、役員選びサポーターが速やかに後任者を選出し、業務の継続を図る。

第50条 不適切行為の報告と処理

役員が不適切な行為を行った場合、関係者は速やかに運営委員に報告する義務がある。報告を受けた運営委員は、運営委員会で共有する。運営委員会は事実関係を速やかに調査し、適切な措置を取るものとする。場合によっては、第三者委員会に調査を依頼するものとする。その結果として、該当役員に対して以下の処分が行われることがある。

1. 役員の辞任を求める
2. 必要に応じて、法的措置を検討する

第51条 解任・辞任における配慮事項

役員の辞任または解任に関する決定にあたっては、当該役員の子どもの学校で不利益を被ることのないよう十分に配慮するものとする。特に、辞任や解任の理由については、個人の尊厳や家庭の状況に配慮し、必要最小限の範囲でのみ共有する。役員会はこれらの状況に対して慎重に対応し、関係者の信頼を損なうことのないよう円滑な解決を図ることを基本とする。

第18章 営利目的の活動禁止

第52条

本校・PTAにおける活動において、保護者が運営する企業、商業施設、または個人事業主として営利を目的として無料体験やサービスを提供することを禁止する。学校・PTAの活動は教育的・社会的目的に基づいて行われるものであり、営利活動を目的とした宣伝や商業的な利益を得るための機会提供は一切認められない。

第53条

本章に違反する営利活動が行われた場合、その活動に対して適切な処置を講じることがある。保護者や関係者は、この規定を遵守し、活動が学校・PTAの目的に沿ったものであることを確認すること。

第19章 付則

この規約は、昭和49年4月1日より実施する。

この規約は、昭和56年4月1日より変更し実施する。

この規約は、昭和57年4月1日より変更し実施する。

この規約は、昭和58年4月1日より変更し実施する。

この規約は、平成元年4月1日より変更し実施する。

この規約は、平成12年4月1日より変更し実施する。

この規約は、平成15年1月23日より変更し実施する。

この規約は、平成21年4月1日より変更し実施する。

この規約は、平成22年4月1日より変更し実施する。

この規約は、平成28年5月2日より変更し実施する。

この規約は、平成30年5月2日より変更し実施する。

この規約は、令和3年5月7日より変更し実施する。

この規約は、令和4年6月1日より変更し実施する。

この規約は、令和5年6月1日より変更し実施する。

この規約は、令和6年5月15日より一部変更の上実施する。

この規約は、令和7年5月2日より変更し実施する。

この規約は、令和8年5月1日より変更し実施する。

P T A 細 則

第 1 章 役員選びサポーター

第 1 条

1. 役割 役員選びサポーターは、役員選出に関するすべての手続きを管理し、役員選出が公正に実施されることを確保する。役員選びサポーターは、臨時の役員選出が必要な場合（辞任や解任に伴う後任者の選出等）にも、同様にその役割を遂行する。
2. 選出方法 年度内において、立候補できるものとする。立候補者がいなかった場合、募集を継続する。
3. 構成 役員選びサポーターは、P T A 会員の中から選出された 2 名以上の委員で構成される。任期は、総会後から総会前までとする。
4. 報告 役員選びサポーターは、役員選出終了後にその結果を会員に報告し、役員選出に関する記録を適切に保管する。
5. 不在の場合 役員選びサポーターに立候補がない場合には、運営委員会がその任を担う。

第 2 章 役員の選出及び就任

第 2 条

役員の選出は次の方法による。

1. 立候補 役員に立候補する会員は所定の用紙、もしくは電磁的記録を用いて役名、氏名、児童学級名を明記の上、役員選びサポーターへ届け出る。
2. 全会員への周知 定員数以上いた場合は選挙となる。役員選びサポーターは、立候補者一覧表（役名、氏名、児童学級名その他必要な事項を明記のもの）を全会員に配布する。
3. 投票 会員は候補者一覧表によって役員選びサポーターの定めた方法に従い投票する。但し、立候補者定数以内の場合は 5 項に準ずる事ができる。
4. 総会の承認 役員選びサポーターは投票を集計し、会長 1 名、校外副会長 2 名以内、校内副会長 3 名以内（内 1 名は副校長）、会計 1 名以上 3 名以内（内 1 名は教員）、書記 4 名以内、庶務 4 名以内を定め、総会において承認を得る。
5. 総会の承認 役員選びサポーターは、立候補した候補者について、総会開催通知にその情報を記載し、総会での承認を得るものとする。

第 3 章 クラスサポーター

第 3 条

1. 目的 クラスサポーターは、各クラスの円滑なコミュニケーションと、保護者と教員の協力体制を築くことを目的とする。
2. 役割 クラスサポーターは、以下の役割を果たすものとする。
 - a. 各クラスでの活動や行事について、保護者との連絡・調整を行う。
 - b. 教員と保護者間の情報共有をサポートする。

- c. 運営委員会との橋渡し役を担い、クラスのPTA活動への協力体制を高める。
 - d. PTA執行部からの情報を各クラスに共有する。
 - e. クラス内のコミュニケーションを図る際、運営の仕方についてはクラスサポーターに委ねる。
3. 任期 年度初めにおいて就任することが望ましいが、特定の時期に関わらず立候補できるものとする。クラスサポーターの任期は、1年間とし、再任を可能とする。
 4. 人数 なお、各クラスに1名以上が望ましいが、その限りではない。
 5. 活動内容 クラスサポーターは、以下の活動を行うこととする。
 - a. クラスの保護者への運営委員会からの連絡事項の伝達・調整。
 - b. 学校行事やPTA活動への参加促進。
 - c. 保護者会の開催における調整役として、会の円滑な進行をサポート。
 - d. 必要に応じて、教員と保護者間の意見交換や相談の場を設ける。
 - e. 運営委員会にて活動報告をし、改善案等を積極的に議論する。
 - f. クラス単位で自由に活動を推奨し、教員への負担をかけずに各クラスのニーズに応じた活動を行うことができる。
 - g. 経費が発生する場合は、必ず事前に運営委員会に相談し、承認を得ること。
 6. 役割の終了 任期途中でクラスサポーターの役割を辞退する場合は、速やかに運営委員会に報告するものとする。

第4章 見守り隊

第4条

1. 目的 見守り隊は、学校および地域社会における安全を確保し、児童や保護者の安心・安全を守るとともに、児童が積極的に安全活動に参加し、地域全体の安全意識を高めることを目的とする。また、地区協議会が実施する防犯事業と連携し、地域全体の防犯力向上を図る。
2. 役割 見守り隊は、以下の役割を担うものとする。
 - a. 学校周辺や地域内のパトロールを定期的実施し、安全確認を行う。
 - b. 児童や保護者への安全に関する情報提供や啓発活動を行う。
 - c. 学校内での不審者や危険な状況を早期に発見し、教職員や関係機関に報告・対応する。
 - d. 学校行事や地域のイベントで、安全確保のサポートを行う。
 - e. 災害時や緊急時の対応準備を行い、地域や学校の安全確保に努める。
 - f. 地区協議会と協力し、地域の防犯活動にも積極的に参加する。
 - g. 児童は、安全活動への協力者として参加し、地域や学校の安全活動をサポートする。
3. 構成員 見守り隊の構成員は、PTA会員とし、児童は協力者として活動に参加することができる。児童の参加は保護者の同伴のもと行われ、安全面の配慮を十分に行う。見守り隊の隊長立候補者がいない場合は、校外副会長が無理のない範囲で兼任する。
4. 任期 見守り隊の任期は1年間とし、再任を可能とする。任期途中で辞退する場合は、速やかに後任を選出し、運営委員会に報告するものとする。
5. 活動内容 見守り隊は、以下の活動を定期的に行う。

- a. 学校周辺及び地域内のパトロールを実施し、児童の登下校時の安全を見守る。
 - b. 児童や保護者を対象に、交通安全や防犯に関する啓発活動を行う。
 - c. 地域や学校内の安全問題に関して、教職員や地域住民と連携し、対策を講じる。
 - d. 地区協議会や他の地域団体と連携し、共同で防犯活動を実施する。
 - e. 地域や学校内の安全環境を改善するための提案や活動を行う。
 - f. 他の地域団体や警察、消防署と連携し、情報共有や協力体制を築く。
 - g. 運営委員会にて活動報告をし、改善案等を積極的に議論する。
6. 活動の報告 見守り隊は、定期的に活動報告をPTA及び地域住民に提供し、活動の透明性を保つ。必要に応じて、運営委員会へも活動報告を行う。
7. 役割の終了 任期途中で辞退する場合や活動が不適切と判断される場合、運営委員会が適切な処置を取る。役割を辞退する場合は速やかに後任を選出し、報告するものとする。

第5章 特別委員会

第5条

特別委員会は運営委員会において必要と認められた時に、または特定の行事や課題に対応するために設置される。これには、特定の行事の準備や運営、または特定の課題解決のために臨時で設置することが含まれる。

第6条

特別委員会の任務は、運営委員会で委任された範囲内で実行にあたり、実施経過またはその結果は、運営委員会に報告するものとする。

第7条

特別委員会は会長が依頼する。

第8条

特別委員会には、正副委員長、書記その他の係をおく。

第9条

特別委員会は運営委員会の報告承認を得て任務終了する。止むを得ない場合は次年度の運営委員会に引き継ぐものとする。

第6章 諸集会の召集者について

第10条

次の集会の召集者は下記の通りとする。

1. 会長が召集する集会
 - a. 定期総会
 - b. 臨時総会
 - c. 役員会
 - d. 運営委員会

第7章 P T A慶弔規定

第11条

この規定は会員及びその家庭を対象とする。

第12条

会員に事故または病気による不幸があったときは、次の見舞いをする。

1. 会員の本校児童死亡の場合 10,000 円
2. 会員の死亡の場合 10,000 円
3. (1) 会員の児童入院の場合（二週間以上） 5,000 円（1 回限り） (2) 会員の児童1ヶ月以上自宅療養した場合 5,000 円（1 回限り）
4. その他については、役員会において審議し決定する。

第8章 業務委託

第13条

1. 役員の業務委託の目的 P T Aの活動において、効率的な運営を実現するため、必要に応じて外部の専門家や企業に業務を委託することができる。
2. 業務委託の範囲 委託する業務は、P T A活動に必要な範囲内とする。
3. 業務委託の決定方法 業務委託の実施については、運営委員会の承認を得るものとし、委託先の選定に際しては、透明性と公平性を確保する。
4. 業務委託の取り決め 外部に業務を依頼する場合は、業務の範囲、報酬、納期、成果物の確認方法などを、事前のやり取りや見積もりなどを通じて明確にし、合意を得た上で進めるものとする。
5. 業務委託の監督 委託業務の進捗については、P T Aの担当者が適切に監督し、必要に応じて委託先と連携して進行管理を行う。
6. 報酬の支払い 業務委託に対する報酬は、運営委員会で決定した基準に基づき支払い、予算の範囲内で行うものとする。
7. 委託先の選定 業務委託先は、必ず会員・関係者以外とする。

第9章 サークル

第14条 サークルの発足および継続

1. サークル発足の手続き 新たにサークルを発足させる場合、サークルリーダーは所定の「サークル届出用紙」を提出し、運営委員会で承認を得るものとする。サークル発足の手続きは、年度を問わずいつでも申請可能である。発足に際しては、以下の事項を提出し、運営委員会の承認を受けるものとする：
 - a. サークル構成メンバーとして3人以上（メンバー全員）のP T A会員の名前を記載した名簿
 - b. 活動目的・内容
 - c. 年間予定表

上記書類が運営委員会で承認された後、正式にサークルとして発足することができる。

2. 継続サークルの手続き 毎年継続するサークルは、年度初めに次の事項を提出し、運営委員会に確認を求めるものとする：

- a. サークル構成メンバーとして3人以上（メンバー全員）のPTA会員の名前を記載した名簿
- b. 活動目的・内容（変更がある場合はその内容を記載）
- c. 年間予定表（変更がある場合はその内容を記載）

上記書類を運営委員会に提出し、確認を受けた後、サークル活動を継続することができる。

3. 活動報告と再承認 サークルは、年度ごとに運営委員会に対して活動報告を行い、必要に応じてサークル活動内容の変更や新たな活動計画について再承認を求める場合がある。継続サークルも、年間計画に変更があった場合は、速やかに運営委員会に報告し、再承認を得ること。入会・退会があった場合は、その会員の申し出から直近の運営委員会にて報告する。
4. 運営委員会との連携 サークルの活動は、本規約及び細則に基づいて行われ、運営委員会の見守りとサポートのもと、適正に行われるものとする。

第15条 外部団体との協力

1. サークルがPTA活動の一環として外部団体と協力して活動を行う場合は、事前にPTA運営委員会の承認を得なければならない。
2. サークルおよび外部団体は、PTAの名称や資産、信用を無断で使用してはならない。
3. 協力の内容が営利を目的とする場合、または政治的・宗教的な要素を含む場合は、原則として協力を認めない。
4. 承認を得ずに行われた活動について、PTAは一切の責任を負わないものとする。

第16条 外部団体との協力に関する情報開示

1. サークルが外部団体と連携して活動を行う場合は、当該団体の名称・活動目的・代表者・構成員（または関係者）・連絡先などの基本情報を、事前にPTA運営委員会へ報告しなければならない。
2. 報告内容に不明瞭な点がある場合や、安全性・信頼性に懸念がある場合は、PTA運営委員会は協力を認めないことがある。
3. 提出された情報は、必要に応じてPTA会員にも共有できるものとする。
4. 虚偽の報告があった場合や、報告を怠った場合は、当該サークルと外部団体の協力活動を停止または制限することがある。

第10章 付則

この規定は昭和48年4月1日より実施する。

この規定は昭和55年4月1日より一部変更の上実施する。

この規定は平成12年4月1日より一部変更の上実施する。

この規定は平成16年4月1日より一部変更の上実施する。

この規定は平成30年5月2日より一部変更の上実施する。

この規定は令和4年6月1日より一部変更の上実施する。

この規定は令和5年6月1日より一部変更の上実施する。

この規定は令和6年5月15日より一部変更の上実施する。

この規定は令和7年5月2日より一部変更の上実施する。

この規定は令和8年5月1日より一部変更の上実施する。